

公益財団法人東京都体育協会 理事長 様
公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 理事長 様
一般社団法人東京都レクリエーション協会 会長 様

東京都オリンピック・パラリンピック準備局
スポーツ推進部長 鈴木 研二
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う各種事業の取扱いについて（通知）

平素より、東京都のスポーツ振興事業への御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴団体と共催等により実施する下記の各事業の取扱いについては、令和 2 年 1 月 22 日付、2 才推事第 3 5 7 号により通知したところですが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う都における緊急事態措置等を踏まえ、引き続き令和 3 年 2 月 7 日（日）までの間、上記通知と同様の取扱いとすることに加え、可能な限り、オンライン開催、規模の縮小や無観客での実施についてご検討をお願いします。その上で実施する場合は、20 時までの実施についてご協力をお願いするとともに、事業実施前後の「三つの密」や会食は控えていただくよう、併せてお願いいたします。

今後も、国の動向や都の対応策等を踏まえ、お知らせしている内容等に変更がありましたら、適宜通知いたします。

大変恐縮ではございますが、ご理解・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

記

1 対象事業

(1) 事業対象期間が通年（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日）の事業

- ア シニアスポーツ振興事業
- イ ジュニア育成地域推進事業
- ウ 競技力向上事業
- エ トップアスリート発掘・育成事業
- オ スポーツ・インテグリティ推進事業
- カ テクニカルサポート事業
- キ アスリート・キャリアサポート事業
- ク 都民参加事業及びその他東京都広域スポーツセンター関係事業

(2) スポーツ大会等の事業（上記を除く）

- ア 都体協との共催事業
- イ 事業団との共催事業
- ウ 都レク協との共催事業

2 送付資料

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（令和 3 年 1 月 7 日）

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/012/690/20210107.pdf

以上